

## 宮城県公報

宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則

○事務委任規則の一部を改正する規則

## 訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

## 告 示

○保安林及び保安施設地区に係る皆伐面積の許容限度

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○指定構造計算適合性判定機関の変更の届出

## 選挙管理委員会

○不在者投票を管理すべき施設の指定等について

○個人演説会等を開催することができる施設の告示の一部改正

## 公安委員会

○臨時適性検査医師の指定

## 規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十五号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

ページ

別表第二宮城県製菓衛生師試験委員の項の次に次のように加える。

宮城県ふぐ  
処理者試験  
委員ふぐの処理等の規制に関する条例(令和三年宮城県条例第十八号)  
第十七条第一項の規定によるふぐ処理者試験に係る試験問題の作  
成、可否の決定等に関する事項の審議に関すること。

同

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十六号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則(昭和三十五年宮城県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第三号ロ中「第五十四条」を「第五十九条」に、「第十一条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第六条第一項第八号ヌ中「食品衛生法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十三号) 第四条第一項」を「条例第八条第一項」に、「届出」を「休業等の届出」に改め、同号ヌを同号ツとし、同号リ中「昭和二十三年厚生省令第二十三号」の下に「。以下この号において「規則」という。」を加え、同号リを同号ヲとし、同号ラの次に次のように加える。

ワ 規則第七十一条の二の規定による廃業の届出の受理

カ 食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令(令和元年内閣府令第十一号。以下この号において「共同命令」という。)

三 三条の規定による回収の変更の届出の受理

ヨ 共同命令第四条の規定による回収の終了の届出の受理

タ 食品衛生法施行条例(平成十二年宮城県条例第三十三号。以下この号において「条例」という。)

レ 条例第六条の規定による許可証の書換え交付

ソ 条例第七条の規定による許可証の再交付

第六条第一項第八号チ中「第五十六条(第六十二条第一項)」を「第六十一条(第六十八条第一項)」に改め、同号チを同号ルとし、同号ト中「第五十五条第一項(第六十二条第一項)」を「第六十条第一

項(第六十八条第一項)に改め、同号トを同号ヌとし、同号ヘ中「第五十四条(第六十二条第一項)を「第五十九条(第六十八条第一項)に改め、同号ヘを同号リとし、同号ホ中「第五十三条第二項(第六十二条第一項)を「第五十六条第二項 第五十七条第二項及び第六十八条第一項」に、「届出」を「承継の届出」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第五十七条第一項の規定による営業の届出の受理

チ 第五十八条第一項の規定による回収の着手の届出の受理

第六条第一項第八号ニ中「第五十二条第一項(第六十二条第一項)を「第五十五条第一項(第六十六条第一項)に、「許可」を「営業の許可」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第四十八条第八項」の下に「(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第六十二条第一項」を「第六十八条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第二十六条第一項」の下に「(第六十八条第一項において準用する場合を含む。)」を加え、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 第八条第一項の規定による健康被害情報の届出の受理

第六条第一項第九号中へをトとし、ホをヘとし、ニの次に次のように加える。

ホ 第十条の二第二項の規定による回収の着手の届出の受理

第六条第一項第九号に次のように加える。

チ 食品表示法第六条第八項に規定するアレルゲン、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令(平成二十七年内閣府令第十一号。以下この号において「府令」という。)第五条第二項の規定による回収の変更の届出の受理

リ 府令第五条第三項の規定による回収の終了の届出の受理

第六条第一項第三十九号及び第四十号を次のように改める。

三十九 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(令和二年宮城県条例第七十八号) 附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第二条第一号の規定による廃止前のかきの処理に関する取締条例(昭和二十九年宮城県条例第四十三号)の施行に関する次のこと。

イ 第四条の規定による処理場設置の許可

ロ 第六条の規定による届出の受理

ハ 第十五条第一項の規定による処理業の開始届の受理

ニ 第十七条の二の規定による衛生上必要な事項の指示

ホ 第十九条の規定による処理場の施設の改善命令、使用の停止又は許可の取消し

へ 第二十条(第三号を除く。)の規定による営業の停止

四十 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第二条第二号の規定による廃止前の食品衛生取締条例(昭和三十年宮城県条例第二十七号)の施行に関する次のこと。

イ 第三条の規定による加工業の登録

ロ 第四条の規定による行商の登録

ハ 第五条第二項の規定による登録証及びき章の交付

ニ 第五条の二第一項の規定による登録の拒否及び同条第二項の規定による通知

ホ 第六条第一項の規定による有効期間の延長及び同条第二項の規定による登録の更新

へ 第六条の二第二項の規定による届出の受理

ト 第七条の二の規定による変更の届出の受理

チ 第九条の規定による登録証及びき章の書換え及び再交付

リ 第十条の規定による営業の休止若しくは廃止又は合併以外の事由による解散の届出の受理

ヌ 第十三条及び第十四条の規定による改善命令、措置命令及び営業停止命令

第六条第一項中第五十号を第五十一号とし、第四十一号から第四十九号までを一号ずつ繰り下げ、第四十号の次に次の一号を加える。

四十一 ふぐの処理等の規制に関する条例(令和三年宮城県条例第十八号) 第二十五条第一項の規定による報告の徴取、検査及び質問

第六条第三項を次のように改める。

3 前二項に掲げるもののほか、仙南保健所長に、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律の施行に関し、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

一 第十六条第七項の規定による確認状況報告の受理並びに同条第九項の規定による指導及び助言

二 第二十条の規定によるとさつ禁止等の措置

三 第三十七条第一項の規定による報告の徴取

四 第三十八条第一項の規定による立入検査及び取去

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第三十四号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一環境生活部長の食と暮らしの安全推進課に係る専決事項の項第四号イ中「第六十四条」を「第七十条」に改め、同号ハ中「第五十九条」を「第六十四条」に改め、同号ニ中「第六十五条」を「第七十一条」に改め、同項に次の一号を加える。

二十一 ふぐの処理等の規制に関する条例（令和三年宮城県条例第十八号）の施行に関する次のこと。

イ ふぐ処理者の免許の取消し（第十六条）

ロ ふぐ処理者試験の受験の停止又は合格の取消し（第十九条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第二号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 回収の届出の公表（第十条の二）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第四号中「食品衛生法施行令」を「食品衛生法」に改め、同号ハ中「第三十三条」を「政令第三十三条」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「第二十四条」を「政令第二十四条」に改め、同号ロを同号ニとし、同号イ中「徴収（二）の下に「食品衛生法施行令（以下この号において「政令」という。）を加え、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 健康被害情報の届出の報告（第八条）

ロ 回収の着手の届出の報告（第五十八条）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項第四号に次のように加える。

ハ 回収の変更の届出及び回収の終了の届出の報告（食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（令和元年<sup>内閣府令</sup>第十一号）第五号）

別表第一食と暮らしの安全推進課長の専決事項の項に次の一号を加える。

十六 ふぐの処理等の規制に関する条例の施行に関する次のこと。

イ ふぐ処理者の免許（第五条）

ロ ふぐ処理者名簿の訂正（第十条）

ハ ふぐ処理者名簿の登録の削除（第十一条）

ニ ふぐ処理者の従事停止命令（第十六条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第一号ト中「食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）第四条」を「条例第八条」に改め、同号トを同号タとし、同号ヘ中「昭和二十三年厚生省令第二十三号」の下に「。以下この号において「規則」という。」を加え、同号ヘを同号リとし、同号リの次に次のように加える。

ヌ 廃業の届出の受理（規則第七十一条の二）

ル 回収の変更の届出の受理（食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令（以下この号において「命令」という。）第三条）

ヲ 回収の終了の届出の受理（命令第四条）

ワ 許可証の交付（食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号。以下この号において「条例」という。）第四条）

カ 許可証の書換え交付（条例第六条）

ヨ 許可証の再交付（条例第七条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第一号ホ中「第五十二条、第六十二条」を「第五十六条、第六十八条」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 営業の届出の受理（第五十七条）

チ 回収の着手の届出の受理（第五十八条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第一号ニ中「第五十二条、第六十二条」を「第五十五条、第六十八条」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第六十二条」を「第六十八条」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 健康被害情報の届出の受理（第八条）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 回収の着手の届出の受理（第十条の二）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項第三号に次のように加える。

ホ 回収の変更の届出の受理（食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令（平成二十七年内閣府令第十一号。以下この号において「令」という。））

て「府令」という。第五条第二項）  
へ 回収の終了の届出の受理（府令第五条第三項）

別表第七仙南保健所、塩釜保健所、大崎保健所、石巻保健所及び気仙沼保健所の環境衛生部長の専決事項の項中第四号を削り、第五号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げ、第三十号及び第三十一号を削り、第二十八号の次に次の三号を加える。

二十九 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和二年宮城県条例第七十八号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第二条第一号の規定による廃止前のかきの処理に関する取締条例（昭和二十九年宮城県条例第四十三号）の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）。

イ 処理場設置の許可（第四条）

ロ 処理場の用途廃止等の届出の受理（第六条）

ハ 処理業の開始届の受理（第十五条）

ニ 衛生上必要な事項の指示（第十七条の二）

三十 食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例附則第三項の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第二条第二号の規定による廃止前の食品衛生取締条例（昭和三十年宮城県条例第二十七号）の施行に関する次のこと（支所の事業担当区域に係るものを除く。）。

イ 加工業の登録（第三条）

ロ 行商の登録（第四条）

ハ 登録証及びき章の交付（第五条）

ニ 登録の拒否及び通知（第五条の二）

ホ 有効期間の延長及び登録の更新（第六条）

ヘ 地位の承継の届出の受理（第六条の二）

ト 変更の届出の受理（第七条の二）

チ 登録証及びき章の書換え及び再交付（第九条）

リ 営業の休止若しくは廃止又は合併以外の事由による解散の届出の受理（第十条）

三十一 ぶぐの処理等の規制に関する条例第二十五条第一項の規定による報告の徴収、検査及び質問

別表第七栗原保健所及び登米保健所の環境衛生部長の専決事項の項中「第六号から第十五号まで」を「第五号から第十四号まで」に、「第二十二号」を「第二十一号」に改める。

別表第七塩釜保健所の支所長の専決事項の項中「第四号、第五号、第十六号から第二十一号まで」

を「第十五号から第二十号まで」に改める。

附 則

この訓令は、令和三年六月一日から施行する。

### 告 示

○宮城県告示第四百四十七号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和三年度における保安林及び保安施設地区の皆伐による立木の伐採について、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和三年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

保安林の種類

同一の単位とされる保安林等の区域

皆伐面積の限度（ヘクタール）

水源かん養保安林

本吉地区

三九四・八六

北上川下流

三四二・四四

石巻地区

三七六・九六

追川地区

九八二・三五

江合川上流

七五五・一三

鳴瀬川上流

一、二七八・四九

鳴瀬川下流

〇・八六

黒川地区

二四五・一八

仙台地区

一、三三〇・五二

白石地区

一、四六二・八三

本吉地区

二四・九八

土砂流出防備保安林

北上川下流

八・五三

石巻地区

二五・〇二

追川地区

七二・一六

江合川上流

一九一・五四

鳴瀬川上流

二一八・〇六

江合川下流

一一・一二

鳴瀬川下流

一一・一二

干害防備保安林

黒川地区

三七・九四

仙台地区

六八・七〇

白石地区

二一・九三

仙台市

五・一八

石巻市

二七・九二

気仙沼市

二四・一四

白石市

三・一八

角田市

二・〇八

登米市

九・九四

栗原市

二・九〇

東松島市

四・三四

大崎市

五七・〇〇

七ヶ宿町

五・一四

柴田町

〇・九八

丸森町

二・七二

大和町

三・六〇

大郷町

〇・三〇

加美町

六・七二

女川町

一六・八二

南三陸町

〇・七四

石巻市

一六・九二

気仙沼市

二・五〇

東松島市

〇・四二

女川町

〇・九〇

南三陸町

〇・九〇

宮城北部地区

二一・三四

宮城南部地区

六・九〇

保健保安林

〇宮城県告示第四百四十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第七条第一項及び第九条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和三年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	建築物の構造の規制に必要となる事項	縦覧場所
日吉台二丁目	急傾斜地の崩壊	富谷市日吉台二丁目、黒川郡大和町もみじヶ丘二丁目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城県仙台土木事務所

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

〇宮城県告示第四百四十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和三年六月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 届出者の名称  
株式会社東京建築検査機構
- 二 変更後の事務所の所在地  
東京都中央区日本橋富沢町十番十六号
- 三 変更しようとする年月日  
令和三年六月一日

選挙管理委員会

〇宮選管告示第六十七号

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和三年六月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

宮城県公職選挙執行規程の一部を改正する告示

宮城県公職選挙執行規程（昭和三十一年宮選管告示第十号）の一部を次のように改正する。

別表第二特別養護老人ホームいちよの里ユニットの項の次に次のように加える。  
特別養護老人ホーム桂葉  
同 市高清水新桂葉二七八番二

附 則

この告示は、令和三年六月一日から施行する。

○宮選管告示第六十八号

平成七年宮選管告示第八号（個人演説会等を開催することができる施設の告示）の一部を次のように改正する。

令和三年六月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 皆 川 章 太 郎

仙台市吉成保育所、仙台市鶴ヶ谷保育所の項を削り、仙台市鶴ヶ谷第二保育所の項中「同 市宮城野区鶴ヶ谷三丁目一―番地」を「仙台市宮城野区鶴ヶ谷三丁目一―番地」に改め、仙台市鶴ヶ谷第二市営住宅第一集会所の項を削る。

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第67号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第102条及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第29条の3の規定に基づき臨時適性検査医師を次のとおり指定する。  
令和3年6月1日

宮城県公安委員長 泰山 博

病 気 等	住 所	氏 名
体幹機能障害	仙台市青葉区五橋一丁目6-6	登 米 祐 也